

住団連 インボイス制度勉強会

制度の変更について免税事業者への対応方針を検討中の
元請企業様向け

令和5年3月

1. インボイス制度の 目的・・・

なぜ必要か

- 軽減税率が施行され、消費税率が10%と8%の2種類に定められてからは、消費税の算出が複雑化し、経理業務における手間がかかることが課題だった。
- 本制度をもって、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝え、消費税の控除額を明確化し、納税額の算出を容易とする。また、それにより算出ミスや不正を防ぐとされている。

2. 免税事業者が適格 請求書発行事業者 になるためには

- 所轄の税務署に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出
 - 税務署から登録番号の通知書を受け取る
- ※申請の受付は2021年に開始しており、制度が導入される2023年10月1日に登録を受けるためには、原則として2023年3月31日までに登録申請しなければならない。
- (それ以降の登録申請で9月30日までのものは、登録番号の通知が10月1日以降であっても、10月1日に登録があったものとみなされ、請求書等に登録番号を追記することが可能)

3. インボイス制度による メリットとデメリット (課税事業者と免税 事業者にとって)

- **課税事業者にとってのメリット**
 - ①消費税の計算が分かりやすくなり、納税額の算出が正確にできるようになる
 - ②電子インボイスの導入が可能となり郵送等の手間やコスト削減および紙の保管場所が不要となる
- **課税事業者にとってのデメリット**
 - ①会計システムの変更に費用がかかる
 - ②登録番号の確認の手間が増える
 - ③免税事業者や未登録事業者に発注する場合、その請求書の処理や管理は他の課税事業者からの適格請求書とは別に行わなければならない、業務の負担が大きくなる
 - ④交付をしたり交付を受けた適格請求書の保存（7年間）が必要
 - ⑤取引先が適格請求書発行事業者でなければ、仕入税額控除を受けることができなくなるので、消費税の控除額が減少する可能性が生じる。

3. インボイス制度による メリットとデメリット (課税事業者と免税事業者にとって)

・免税事業者にとってのメリット

①登録し課税事業者になることによる取引の継続や新規受注機会の増加が期待できる場合も考えられるが、消費税納付や経理業務の負担増と比較検討する必要がある

※尚、自身の売上先が一般消費者や同じく免税事業者である場合は、適格請求書を発行する必要がないため、売上先の中で課税事業者の比率が小さい場合は免税事業者を継続するほうが好ましいケースもある

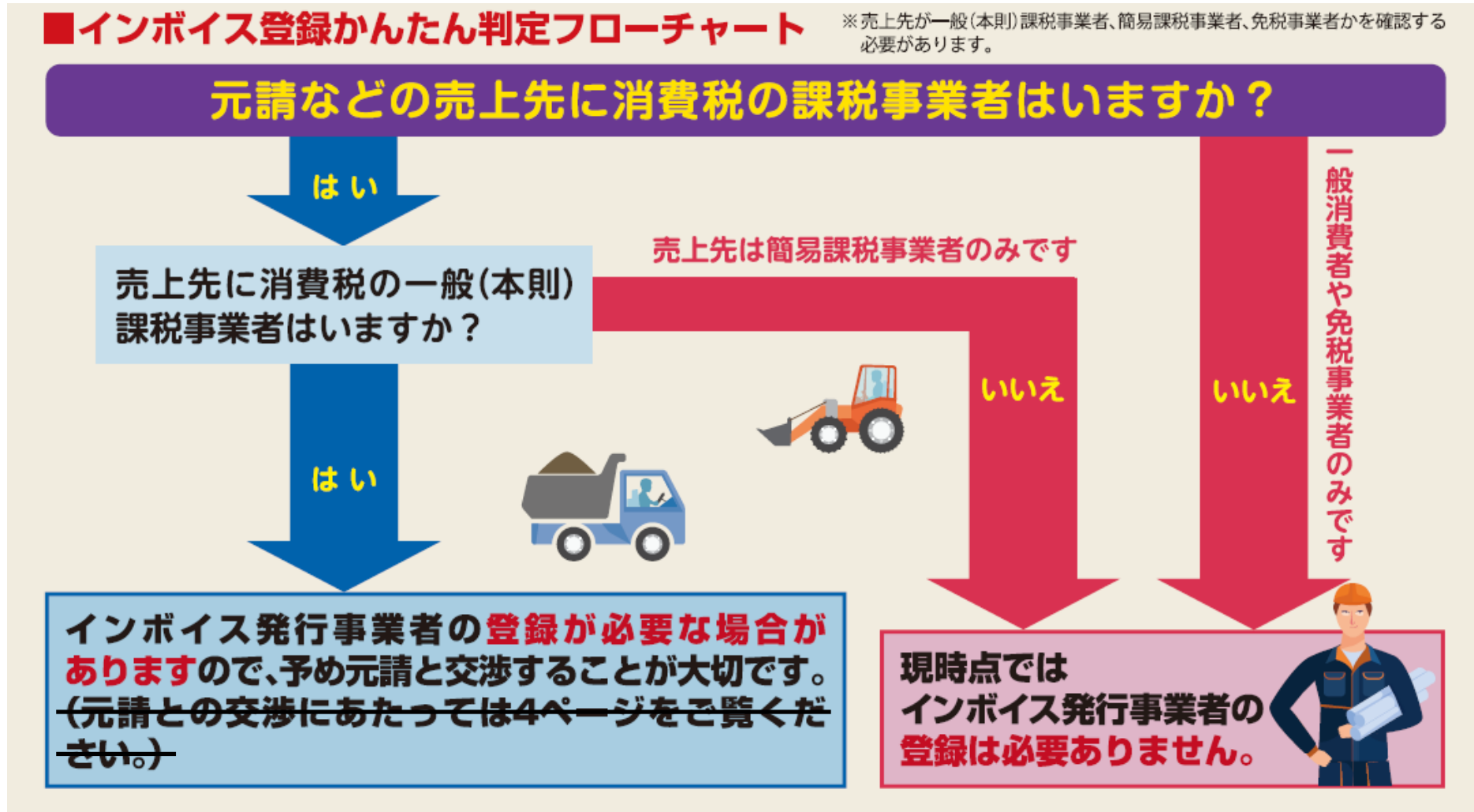
・免税事業者にとってのデメリット

①登録し課税事業者になることにより従来必要無かった消費税の納税義務が発生するため、消費税の帳簿付けと申告、納税を行うことになる

また、課税事業者と同様のデメリットが新たに生じる

②免税事業者を継続した場合、値引きや取引停止のリスク
(仮にこれまでの取引先とはうまくいっても新たな取引先からは敬遠される可能性あり)

免税事業者の適格請求書（インボイス）発行事業者登録が必要かどうかの見極めについて



出典：建築大工技能者等検討会

4. 免税事業者との取引 について

- **禁止事項**

取引先が免税事業者であることを理由に
以下を禁止する

(建設業法、独占禁止法に抵触)

- ①課税事業者への転換の強要
- ②強引な取引価格の引き下げ
- ③一方的な取引打ち切り

4. 免税事業者との取引 について

・ 簡易課税制度とその仕組み

簡易課税を選択した場合には、支払先の登録状況は影響しないため、課税売上高がそれほど大きくない課税事業者であり、**免税事業者との取引の割合が大きい場合、若しくは新たに課税事業者になろうとする事業者は簡易課税の選択を検討する価値がある。**

簡易課税制度では、受け取った消費税に「みなし仕入れ率」を乗じた額は経費として差し引き、自ら支払う消費税として構わない。

「みなし仕入れ率」は事業形態によって異なり、建設業は70%、ただし手間受け（加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供）の一人親方などは60%と規定されている。

尚、事業の基準期間の課税売上高が「5,000万円以下」であることが条件であり、また消費税の課税がはじまる期間が来る前に税務署へ「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しておかなければ、簡易課税を選択できないので注意が必要。

・税額控除の経過措置等

免税事業者からの仕入れについて、以下の税額控除の経過措置がある

- ①原則は控除不可だが制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割、仕入税額控除を受けることが可能



出典：建築大工技能者等検討会

5. 各種支援措置 (期間限定)

- ・ **免税事業者から課税事業者になる場合**
 - ①納付額が売上税額の2割に軽減（特例）
 - ②適格請求書発行事業者の登録で持続化補助金上限に50万円上乘せ
- ・ **既に課税事業者である場合**
 - ①IT導入補助金について補助下限額が撤廃され会計ソフト等も対象に
 - ②1万円未満の少額取引はインボイスの保存が無くとも帳簿の保存のみで可
 - ③1万円未満の少額な値引き・返品は返還インボイスの交付不要（適用期限無）

6. 元請け事業者 （課税事業者）の 取引事業者 （免税事業者）に対 するインボイス制度 の取り組み指針の 策定

住宅業界は多くの一人親方によって支えられており、職人不足の現状でインボイス制度に対応できないことを理由に廃業を考える一人親方などがあってはならない。

現在免税事業者である一人親方などが厳しい状況に置かれないように元請事業者が下請事業者と共存共栄を図るための行動指針を策定する必要がある。

そこで住団連としての指針を提示し、それを受けた各社の指針策定の促進を図る。

・ 取引事業者（免税事業者）に対する住団連指針（案）

元請け事業者（課税事業者）は、

- ① 適格請求書発行事業者登録に関しては協力の依頼のみとし、登録するかしないかは取引先の判断に任せ、強要はしない
- ② 適格請求書発行事業者登録しないことを理由に、消費税相当額の一部または全部を支払わない行為や発注取り止めをしない
- ③ 取引先の適格請求書発行事業者登録に関する相談には真摯に対応し、必要に応じて専門家を紹介するなどサポートを行う

7. 取引先が登録の意向を決めかねている際に、説明すべきポイントや注意点について

- 登録によるメリット、デメリットの説明など、判断材料を提供する
- 経理等事務作業が苦手な高齢の一人親方などには、登録することにより一定期間消費税や納税額の算出のためのシステム貸与、または算出業務の肩代わりを提案
- 企業が自ら特に必要とする一人親方に対しては、企業としての負担は増えるとしても社員登用の勧誘が考えられる